

千曲市冬期湛水推進方針

平成 25 年度 6 月 1 日策定

(1)基本方針

農業は、農産物を生み出し、われわれ人類が生きていくために欠かせない営みであるという本来の目的の他に、農業生産活動による国土の保全や自然環境の保全、生物多様性への寄与といった多面的な機能を有しており、このような機能を将来にわたって守っていくことが望まれる。

千曲市環境基本計画にも記載されている冬期湛水管理は、擬似湿地が形成されることになり、多様な生き物の生息地として活用され、又、雑草の抑制や施肥効果につながる。

千曲市では、生物の多様性を保全し、かつ農業生産の向上に寄与する「冬期湛水」を推進する。

(2)冬期湛水の効果

- ① 冬期に水田に水をはることで、微生物やイトミミズ、魚類等が生育可能となり、それを捕食する雁・鴨類が飛来し、生き物の生息場所としての機能を高める。
- ② イトミミズが多くなることにより雑草の種子が押し上げられ、雑草の発芽が抑えられ、水田雑草の抑草効果がある。また、水面採食型鳥類の雑草種子採食による除草効果も期待できる。
- ③ 水鳥の糞による施肥効果が期待できる。

(3)実施事項

- ① 地域の農業者等の合意が得られていること。
- ② 農業振興地域内の農地で実施すること。
- ③ 実施圃場に隣接する圃場の作物の作付け等への障害とならないこと。
- ④ 適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられ、水深 10 cm～20 cmを目標とすること。
- ⑤ 10 月から翌年 3 月までのうち、連続 2 か月以上の湛水期間を確保すること。

(4)生物多様性保全に関わる考え方

一. 保全対象の生物

雁、鴨類、クイナ、ツチガエル、魚類、貝類、カエル類、イトミミズ、微生物等

二. 保全対象生物の生息環境の保全のための取り組み・手法

(2)の①参照。

(5)その他

化学肥料及び化学合成農薬を使用しないことにより生物多様性の保全につながる有機農業の実施を行うことが望ましい。

